

垂水市指定給水装置工事事業者の新規指定に係る申請手続きについて

垂水市水道課業務係

日頃より、本市水道事業にご理解、ご協力をくださり、厚くお礼申し上げます。

垂水市内の水道給水区域内における給水装置の工事は、水道法、本市給水等条例等に基づき、指定給水装置工事事業者の指定を受けた者が施行することになっております。

新規指定の申請手続きにつきましては、下記等ご参考の上、必要な書類一式のご提出をくださいますようお願いいたします。

ご不明な点等ございましたらお問い合わせください。

記

1. 提出が必要な書類

個人	法人	更新申請に必要な書類	備考
○	○	指定給水装置工事事業者申請書（様式第1）	表裏ともご記入ください（要両面印刷）
○	○	機械器具調書（別表）	器具等の写真を添付してください
○	○	誓約書（様式第2）	欠格要件に該当していないこと
—	○	定款の写し	直近のものを添付してください
—	○	登記事項証明書又は登記簿謄本	発行日から3か月以内のものとしします
○	—	住民票（個人番号が記載されていないもの）	発行日から3か月以内のものとしします
○	○	給水装置主任技術者選任・解任届出書（様式第3） 選任している主任技術者の免状の写し	全員分の免状の写しを添付してください

2. 申請手続きの流れ

①申請書類の提出及び審査	②事務手続き手数料支払い	③指定事業者証の送付
申請書類の提出を受けて書類内容の確認、審査を水道課で行います	水道課が発行する納入通知書に基づき、指定金融機関でのお支払い、又は水道課指定口座への振り込みをお願いします	手数料の納入確認後、水道課より発送します

※申請書類のご提出は郵送で構いません

※申請及び添付書類の内容に不備等がある場合は、指定手続きが出来ないことがありますのでご注意ください。

※申請後、必要に応じ書類等の提出をお願いすることがあります。

3. 指定の基準

一 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること

二 厚生労働省令で定める次の機械器具を有する者であること

- (1) 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- (2) やすりパイプねじ切り器、その他の管の加工用の機械器具
- (3) トーチランプパイプレンチ、その他の接合用の機械器具
- (4) 水圧テストポンプ

三 次のいずれにも該当しない者であること（欠格要件）

- イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として、厚生労働省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ニ 第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

4. 新規指定に係る事務手続き手数料

10,000円

5. 指定の有効期間について

改正水道法の施行を受けて、令和元年10月1日以降に新規指定を受けた事業者様の指定有効期間は、指定を受けた日から5年間となっております。

(引き続き指定を受ける場合は更新申請を行っていただく必要があります)

6. 給水装置工事申請の契約内容について（定型約款）

令和2年4月1日施行の民法の一部改正を受けて、「定型約款」に関する規定が新設されました。

これにより給水装置工事申請時に、申込者に対して定型約款の表示や説明が義務付けられております。

本市における給水装置工事申請に伴う手数料等の定型約款は、「垂水市給水条例」及び「垂水市給水条例施行規則」の内容となります。

本市ホームページ「垂水日和」、「市政の動き」⇒「垂水市例規集」⇒「第12類公営企業」⇒「第5章水道事業」上に、条例及び規則を掲載しておりますので、内容等ご確認ください。

7. 申請書等送付先、お問い合わせ先

〒892-2192 鹿児島県垂水市上町114番地 垂水市役所水道課業務係
電話：0994-32-1111（内線129・135）